

瀬戸市市税の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 3 月 31 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 15 号

瀬戸市市税の減免に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市市税の減免に関する規則（昭和 40 年瀬戸市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（条例第 59 条第 1 項第 1 号の規則で定める軽自動車等）</p> <p>第 6 条 <省略></p> <p>2 前項の身体障害者等とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。ただし、身体障害者等と生計を一にする者が所有する軽自動車等及び身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転する軽自動車等に係る身体障害者等とは、第 1 号に掲げる者にあつては音声機能障害を有する者及び障害の程度が下肢不自由について 4 級から 6 級までの各級、体幹不自由について 5 級、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害について 4 級から 6 級までの各級、<u>心臓機能障害について 4 級、じん臓機能障害について 4 級、呼吸機能障害について 4 級、ぼうこう又は直腸の機能障害について 4 級、小腸の機能障害について 4 級、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害について 4 級、肝臓の機能障害について 4 級に該当する者以外のもの</u></p>	<p>（条例第 59 条第 1 項第 1 号の規則で定める軽自動車等）</p> <p>第 6 条 <省略></p> <p>2 前項の身体障害者等とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。ただし、身体障害者等と生計を一にする者が所有する軽自動車等及び身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転する軽自動車等に係る身体障害者等とは、第 1 号に掲げる者にあつては音声機能障害を有する者及び障害の程度が下肢不自由について <u>3 級の 2、3 級の 3 及び 4 級</u>から 6 級までの各級、体幹不自由について 5 級、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害について <u>3 級（1 下肢のみの運動機能障害に係るものに限る。）</u>から 6 級までの各級に該当する者以外のもの、第 2 号に掲げる者にあつては音声機能障害を有する者及び障害の程度が下肢不自由について第 4 項症から第 6 項症までの各項症及び第 1 款症から第 3 款症までの各款症、体幹不</p>

の、第2号に掲げる者にあつては音声機能障害を有する者並びに障害の程度が下肢不自由について第5項症、第6項症及び第1款症から第3款症までの各款症、体幹不自由について第5項症、第6項症及び第1款症から第3款症までの各款症に該当する者以外のものをいう。

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの

障害の区分		障害の級別
視覚障害		1級から4級までの各級
<省略>		<省略>
上肢不自由		1級及び2級
<省略>		<省略>
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級
	移動機能	<省略>
心臓機能障害		1級、3級及び4級
じん臓機能障害		1級、3級及び4級
呼吸器機能障害		1級、3級及び4級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級、3級及び4級
小腸の機能障害		1級、3級及び4級

自由について第5項症、第6項症及び第1款症から第3款症までの各款症に該当する者以外のものをいう。

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの

障害の区分		障害の級別
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1
<省略>		<省略>
上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2
<省略>		<省略>
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級（1上肢のみの運動機能障害に係るものを除く。）
	移動機能	<省略>
心臓機能障害		1級及び3級
じん臓機能障害		1級及び3級
呼吸器機能障害		1級及び3級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級
小腸の機能障害		1級及び3級

ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から4級までの各級
肝臓の機能障害	1級から4級までの各級

戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条第1項又は第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2又は第1号表の3に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有するもの（身体障害者手帳の交付を受けている者を除く。）

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度
<省略>	<省略>
上肢不自由	特別項症から第4項症までの各項症
<省略>	<省略>
小腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
肝臓の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症

及び <省略>

3 <省略>

ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級
---------------------	-------------

戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条第1項又は第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2又は第1号表の3に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有するもの（身体障害者手帳の交付を受けている者を除く。）

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度
<省略>	<省略>
上肢不自由	特別項症から第3項症までの各項症
<省略>	<省略>
小腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症

及び <省略>

3 <省略>

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の瀬戸市市税の減免に関する規則第6条第2項第1号及び第2号の規定は、平成22年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成21年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

3 瀬戸市市税条例（昭和40年瀬戸市条例第6号）第59条第1項の規定により平成22年度分の軽自動車税の減免を受けようとする者は、同条第2項及び第3項の規定にかかわらず、平成23年3月31日まで申請書を提出することができる。ただし、改正前の瀬戸市市税の減免に関する規則第6条第2項第1号から第4号までの規定に該当するものに係る減免の申請については、この限りでない。